

岐阜市歴史まちづくり課印刷物広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岐阜市広告掲載要綱（平成20年3月21日決裁。以下「要綱」という。）の規定に基づき、岐阜市歴史まちづくり課印刷物広告掲載事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の媒体)

第2条 広告を掲載する媒体は、岐阜市歴史まちづくり課で印刷される印刷物（以下「印刷物」という。）とする。

(広告の範囲及び掲載基準)

第3条 印刷物に掲載する広告（以下「広告」という。）は、要綱第3条及び岐阜市広告掲載基準（平成20年3月21日決裁。以下「基準」という。）に適合するほか、行政が配布するものとしての品位、公共性及び公益性を保つもので、市民に不利益を与えないものでなければならない。

(広告掲載の規格等)

第4条 広告の規格等詳細については、各印刷物について定める岐阜市歴史まちづくり課印刷物広告掲載募集要項（以下「募集要項」という。）による。

2 前項の募集要項に従って募集したものの応募がない場合には、規格等詳細について、見直すことができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告掲載希望者は、岐阜市歴史まちづくり課印刷物広告掲載申込書兼同意書（様式。以下「申込書」という。）に別に定める資料を添付して市長に提出するものとする。この場合において、広告掲載希望者は、複数枠の申込みができるものとする。

(候補者の決定等)

第6条 それぞれの広告枠において、申込書を提出した者のうち、要綱第3条及び基準に違反しない者を広告掲載候補者（以下「候補者」という。）とし、申込者が多い場合は、最も高額な広告掲載料を提示した者から順に各枠数分を候補者とする。

2 候補者は、募集要項で指定する方法により、かつ指定する期日までに原稿を市長に提出するものとする。

3 市長は、提出された原稿の内容が要綱第3条及び基準に違反する場合は、修正期間を定め、修正を求めなければならない。

4 原稿の作成についての詳細は、各印刷物の募集要項において定める。

(広告の審査)

第7条 広告の審査は、岐阜市歴史まちづくり課広告掲載取扱に係る審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

(契約の締結)

第8条 審査委員会により承認を受けた候補者（以下「広告主」という。）は、広告掲載に係る契約を市長と締結できるものとする。

2 市長は、広告掲載を承認した後の事情変更等により、広告の内容等が要綱第3条及び基準に違反し、又はそのおそれがあると認めるときは、広告主に対し、広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告主は、契約書に記載された納入期限までに広告掲載料を一括納付しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第10条 既納の広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により、広告を掲載することができなかったときは、既納の広告掲載料の一部又は全額を返還することができる。

(広告掲載の取消し)

第11条 市長は、次に掲げる事由に該当する場合は、広告掲載を取り消すものとする。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広告掲載が適切でないと判断したとき。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、掲載した広告内容について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

3 広告主は、広告掲載の権利を譲渡してはならない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成22年5月20日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日決裁)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。